

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期計画

文部科学大臣認可  
令和8年3月27日

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第30条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

研究所の諸活動の中核である研究を通じ、国の政策立案・施策推進に直接に寄与するとともに、研修事業や情報普及活動とも有機的な関連を図りながら、その成果を教育現場に還元し、インクルーシブ教育システムの構築の実現に貢献する。そのために、新設するウェルビーイングS&Iセンターの企画戦略ユニットを中心に、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるよう、多様な政策的課題や新たな教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応した研究を実施する。

#### （1）柔軟かつ機動的に対応できる体制構築

① 多様な課題に柔軟かつ機動的に対応した研究を実施するため、筑波大学附属久里浜特別支援学校をはじめとする全国の特別支援学校及び小・中・高等学校等や、都道府県・市区町村教育委員会との連携に加え、連携協定を締結している大学をはじめとする多様な障害領域の研究者を配置している大学、特別支援教育分野内外の研究機関や民間企業との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、限られたリソースの中、外部の知見も活用して研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進する。

イ 中期目標期間中に、連携協定締結機関と新たに共同研究を3件以上実施し、またそれ以外他機関との共同研究を1件以上実施する。

ロ 全ての研究課題において、その課題に応じて、学校、教育委員会、大学、研究機関、企業等から研究協力機関・研究協力者を登用するとともに、研究職

員の専門性が生かされ、かつ障害種を超えて柔軟なチームを編成することとし、毎年1課題平均3機関以上からの参加を確保する。

- ② 研究は、文部科学省との協議を経て策定する「研究基本計画」に基づき、今後5年間のロードマップと取組内容を明確にして実施する。研究の実施に当たっては、国の政策動向及び教育現場の現状を踏まえるほか、毎年度、各都道府県教育委員会や特別支援教育センター、特別支援学校長会、特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会等に対して研究ニーズ調査を実施し、教育現場のニーズの把握・反映に努める。また、中期目標期間中、「研究基本計画」について常時進捗管理を行うとともに、国の政策動向や毎年度行う研究ニーズ調査の結果等を踏まえ、文部科学省と協議・連携しながら取組内容の見直しを含めた必要な対策を講じる。

## (2) 障害種を超えた横断的な課題及び障害種特有の課題への対応

- ① 障害種の枠を超えた、国の政策課題や教育現場の課題に対応する「横断的研究」について、「研究基本計画」を基本とし、障害種横断的なチーム編成により、文部科学省との連携・協議のもと、研究所でなければ実施できない教育現場に根差した実践的な調査・研究に更に精選・重点化して実施する。とりわけ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた研究や、次期学習指導要領の着実な実践に寄与する研究、デジタル学習基盤を前提とした特別支援教育における学びの変革を実現するための研究を実施する。

イ 「研究基本計画」に基づき、「横断的研究」については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施し、終了時の外部評価において高い評価（5段階評価で4以上）を得る。

- ② 障害のある子供一人一人のニーズに対応した教育の実現のための、障害種特有の課題に関する「障害種別研究」についても、同じく「研究基本計画」を基本とし、文部科学省との連携・協議のもと、各障害種の抱える課題のうち特に自治体・学校等現場が直面する課題に焦点を当て、特別支援教育の実践の改善につながるよう取り組む。また、研究に加えて、研究を支える各障害種に係る基盤的な情報収集や経年調査、関係機関連携、予備的研究など、今後の研究課題の検討や国の政策等の検討の材料提供に寄与する基礎的な諸活動についても、例えば全ての学校に対応が求められる合理的配慮の提供など国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等への対応を共通の取組内容に位置付けるなど、国の政策立案との関わりを踏まえながら戦略的・計画的に行う。実施に際しては、都道府県・市区町村教育委員会や特別支援教育センター、特別支援学校長会、特別支援学級・通級指導教室設置

学校長協会等への研究ニーズ調査を実施するとともに、各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関との連携を図る。

イ 「研究基本計画」に基づき、「障害種別研究」については、基礎的な諸活動も含めて、毎年度、現場の教職員や有識者等によるピアレビュー及び外部有識者からなる研究所運営委員会による評価を実施し、活動の有意義性等教育現場等への寄与度において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。

③ これらの研究は、これまでの研究所の取組における成果やそこで明らかになった検討事項も踏まえつつ、研究間の役割分担や取り組むべき課題を明確にしながらか実施し、限られたリソースの適正な配分に努める。

このほか、国からの要請に応じた突発的な課題や教育現場で生じている新たな課題に対応する研究の必要が生じた際には、文部科学省と協議の上、新設するウェルビーイングS & Iセンターの企画戦略ユニットの調整のもと、機動的かつ柔軟に対応する。

### （３）研究成果の還元

① 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育現場における実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図る。研究成果は、研究成果報告書のほか、サマリー集、ガイドブック、リーフレット、指導資料等を作成し効果的な還元を図る。その際、教育現場や保護者を意識して、ニーズに応えられるよう、まとめ方や提供手段を工夫するなど、分かりやすい研究成果の取りまとめ・公表に努める。

イ 都道府県・指定都市・特別支援教育センターを含む教育センターを設置している市町村教育委員会における研究成果の活用状況、活用場面や活用方法、活用により得られた変化・効果、研究成果の有用性について、毎年度アンケート調査を実施し、８割以上の現場で活用されるとともに、当該研究成果が活用された現場において６割以上の現場から、成果の有用性について高い評価（５段階評価で４以上）を得る。

② 研修事業と有機的な連携を図り、研究成果について、研究所で実施する研修事業に反映させ、最新の知見が教育現場に還元されるようにするとともに、文部科学省との一層緊密な連携のもと、研究成果の国の政策立案への寄与について具体的に把握する。

#### (4) 評価システムの充実及び研究の質の向上

- ① 「横断的研究」の実施に当たっては、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。

外部評価においては、特別支援教育を必ずしも主たる専門としない研究者等による評価も取り入れる。

「障害種別研究」については、基礎的な諸活動も含めて外部評価を実施し、教育現場等への貢献に関し、研究及び活動内容の一層の充実を図る。

評価結果について、研究課題の設定や研究内容の充実につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。

- ② 研究の質の向上を図るため、関係機関連携により多様な知見を確保するとともに、研究ニーズ調査や研究成果の活用度調査等を通じて教育現場の声を反映させる。加えて、研究職員の研究力の向上及び外部競争的資金獲得に向けた取組を実施する。

イ 研究に関する論文・ポスター発表の実施、自主シンポジウムの開催や、関係機関の刊行誌等への投稿のいずれかについて、各障害種別研究班において毎年2件以上実施する。また、横断的研究班において、研究期間中に1件以上の実績をあげる。

ロ 研究成果の国の会議資料等への活用について、中期目標期間中に3件以上の実績をあげる。

ハ 科研費や受託研究等外部資金獲得額について、当該年度の研究活動総額に占める割合を4割以上とする。

## 2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援

ナショナルセンターとしての役割を踏まえ、また、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる研究所の強みを活かして、新設するウェルビーイングS&Iセンターの企画戦略ユニットを中心に、多様な課題に柔軟に対応でき、教育現場に必要とされる研修等の資質向上支援を機動的に実施する。

### (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

- ① インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研

修（特別支援教育専門研修）及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修（指導者研究協議会・セミナー）を実施する。

② 研修は、文部科学省との協議を経て策定する「研修指針」において、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにし、これを基本として実施する。その策定に当たっては、国の政策動向及び教育現場の現状、これまでの研修の実施状況等を踏まえた改善すべき事項等を整理するとともに、地方自治体、小・中・高・特別支援学校等の関係機関との協議・連携を通じて研修内容に対する教育現場のニーズを的確に把握する。また、中期目標期間中においても、実施方法等の改善に随時取り組むとともに、国の政策動向等を踏まえ、文部科学省と協議・連携しながら取組内容の見直しを含めた必要な対応を講じる。

③ 研修の形態については、教育現場におけるデジタル学習基盤の活用を前提としつつ、研修目的や対象に留意し、宿泊及びオンライン・オンデマンドを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、理論と実践との懸け橋となる実践的・専門的な研修を実施する。また、研修受講者が、持続的・自立的指導者として、研修で得られた成果を各学校や地域に確実に還元できるように、専門研修においては、研修最終日にアクションプランを作成し、どのように還元するかについて具体化するとともに、1年後にフォローアップ研修を実施し、成果と今後の取組について整理するなどして、受講者の主体性を促す工夫をする。

イ 専門研修受講者に対して調査を実施し、研修終了後における、①自分自身の指導力向上や授業改善等の実現状況について 90.0%以上、②他の教師への指導・助言や波及効果の実現状況について 80.0%、③学校全体への影響や組織的対応等の実現状況について 60.0%、④地域の学校や地域への成果等の実現状況について 50.0%以上の達成を図る。

ロ 教育現場におけるデジタル学習基盤の活用を前提とした専門研修の工夫として、ICT活用に関する講義及び障害種別の実践に関する講義を設定し、修了1年後アンケートにおいて、実践に反映できたかどうかについて 80%以上を達成する。

④ 新設するウェルビーイングS&Iセンターの企画戦略ユニットの調整のもと、研究活動と有機的な関連を図り、研究成果等の最新の知見が教育現場に還元されるようにするとともに、学習指導要領の改訂など国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを不断に行う。その際、研修受講者により研修で得られた成果が各学校や地域に還元されているか、その状況を把握し、研修内容の更なる充実を図るなど、外部有識者の意見を取

り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行う。

## (2) 各都道府県等が実施する教師の資質向上に関わる支援

① 通常の学級も含めた特別支援教育に携わる全ての教師の特別支援教育に関する専門性の向上が求められている現状を踏まえ、研究所で実施するセミナーについて、対象を指導者に限定しない、あるいはオンデマンド配信を取り入れるなど、より多くの教師が参加可能となるよう工夫する。特に発達障害の子供の指導・支援に関して、全ての教師の支援となるよう、参加者を限定しない発達障害教育基礎セミナーを開催する。

イ 全ての教師の専門性の向上に資するよう、オンデマンド配信を取り入れたセミナーを毎年度実施し、参加者から実施内容について満足している旨の回答を6割以上確保する。

② 各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教師の資質向上につながる、多様な学びの場に対応した配信型講義コンテンツについて、機動的かつ柔軟に見直しや新規作成の検討を行い、計画的に充実を図っていくとともに、教職員支援機構との連携を通じ、その積極的な普及に努める。

イ 特別支援教育の推進を図るため、配信型講義コンテンツについて、小・中・高等学校からの登録者数を3万人以上とする。

③ 特別支援教育の充実に向けた、各校長会や教育委員会の取組の支援となるよう、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会と連携・協働した小・中・高等学校の管理職の専門性向上に資する機会の提供、及び、全国特別支援学校長会と連携・協働した特別支援学校寄宿舎指導実践協議会を実施する。

また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施する。

イ 管理職を対象とした研修の実施について、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会と連携・協働して企画・実施することとし、その受講者アンケートにおいて、研究所のコンテンツの活用可能性について6割以上から高い評価を得る。また、5割以上の受講者から具体的な実践成果を得る。

ロ 免許法認定通信教育による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4千人以上とする。

④ 教員養成大学等と連携し、特別支援教育に関する科目・単位の拡充の可能性の検討も含め、養成段階の学生等の学びの充実に向けた支援を行う。

- ⑤ これらの実施に当たっては、国との連携を強め、教師の採用・養成・研修の在り方に関する施策の方針に資する研修に機動的に対応することに加え、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ることとする。

### 3. 我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発

新設するウェルビーイング S & I センターの企画戦略ユニットを中心に、ナショナルセンターとして、自治体及び学校の取組を支える有益な情報発信及び国内外に向けた情報発信・理解啓発を戦略的・計画的に実施する。

#### (1) 戦略的な広報の推進

- ① 研究所における情報収集・発信方策や効果的な広報の在り方と取組を明示した「広報戦略」を作成し、国との緊密な連携のもと、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。
- ② 「広報戦略」は、特別支援教育施策動向等を巡る国の動向や社会情勢を勘案して作成する。また、校長会、教育委員会、教育センター等関係団体、民間企業各種団体等に対する計画的なヒアリング等を通じて教育現場における課題及びニーズを把握することとし、情報発信に係るデータの分析に加え、発信した情報の活用状況や教育現場の課題・ニーズも踏まえ、「広報戦略」を随時柔軟に見直す。
- ③ 情報の発信にあたっては、特別支援教育に係る有益な情報や学びのコンテンツをあらゆる層の教師や支援員等関係者に活用してもらうため、SNSを有効活用するなど様々な手段を活用し、関係者及びそれ以外の人々に対する効果的な情報発信・理解啓発の在り方の工夫をする。また、HP等を通じた情報発信については、教師等それぞれのニーズに応えられるよう、ユーザビリティに配慮した情報提供とする。

特に、発達障害の子供に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等について情報提供を行えるよう、有用なコンテンツの整備を進める。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、全てのライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるよう情報提供の充実を図る。

イ ホームページの主要ページについて、エンゲージメント率9割以上を確保する。

ロ SNSについて、年間3万5千件以上のエンゲージメント数を確保する。

## (2) 自治体・学校等教育現場の疑問や悩みにワンストップで応える情報発信及びアウトリーチ支援

- ① 特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、教育センター、関係機関、関係団体等及び大学と連携を図りながら、特総研のコンテンツの学校等教育現場への浸透を目途として、自治体のニーズを踏まえ、現場の教師を対象とした幅広い広報活動を行う。
- ② 基礎的環境整備の状況を踏まえた合理的配慮の提供事例について集約しているインクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）及び、特別支援教育における支援機器等教材について実践事例や活用場面と合わせて紹介している特別支援教育教材ポータルサイトについて、教育現場のニーズに応える情報提供となるよう、新設するウェルビーイングS&Iセンターの企画戦略ユニットの調整のもと機動的・計画的に充実を図る。事例の収集・提供に当たっては、デジタル学習基盤の活用を前提とした学校環境を踏まえたものとし、特に、特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教師へいかに情報を届けるかを意識し、発信方法等を工夫する。

イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年12万件を確保する。

ロ 障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等の情報を集約管理・データベース化した「特別支援教材ポータルサイト」の検索実行件数について、毎年6万件を確保する。

- ③ 限られたリソースを最大限活用するため、全国特別支援教育センター協議会について、自治体・教育センター間の情報交換等を促進するため、各センターのニーズも踏まえ、従来の大会等の実施にとどまらない、運用の工夫を行っていく。
- ④ 自治体が実施する研修会への職員派遣や要請に応じた講師派遣を行う等、様々な機会を捉え、教育現場に寄り添った情報発信・支援を行っていく。インクルーシブ教育システム構築に向けた自治体や学校等教育現場の疑問や悩みに応じるため、インクルーシブ教育システム構築の好事例を収集し、発信する。
- ⑤ 日本人学校等における特別支援教育の充実を図るため、文部科学省総合教育政策局国際教育課及び公益財団法人海外子女教育振興財団等関係機関と緊密に連携しながら、保護者も含めた関係者への情報発信・教育相談支援等を行う。

また、日本人学校等に赴任する管理職や派遣教師に対する研修会や海外駐在予定の保護者等に対する、合理的配慮の提供を含む教育相談を通じて、情報提供及び理解啓発を行う。

- イ 日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的を実施し、派遣教師や保護者に対するアンケートにおいて、情報提供に満足している旨の回答を6割以上確保する。

### (3) 国内外への情報発信・理解啓発

- ① インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現に向けて、国内外の情報収集や関連事業の展開及びその成果の発信を通じて、広く社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組む。
- ② 諸外国のインクルーシブ教育システム構築の最新動向について、中期目標期間終了までに9か国以上、政策立案との関わりを踏まえながら把握する。また、諸外国を計画的に訪問し、インクルーシブ教育システムの実態や障害者権利条約への対応等について具体的に情報収集を行う。それら結果について比較分析等を行い、研究所のホームページ等を通じてわかりやすく公表するとともに国に情報提供する。公表する際、障害者権利条約の趣旨を踏まえた我が国の取組について、広く戦略的に情報発信を行う。

さらに、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図る。特に交流協定を締結している韓国国立特殊教育院及びフランス国立インクルーシブ教育高等研究所とは相互に訪問して一層の交流を促進し、研究の充実を図る。これらの成果を国際的なシンポジウム等を開催することにより、広く情報の普及及び理解啓発を図る。

イ 諸外国のインクルーシブ教育システム構築の最新動向について情報収集するため、中期目標期間中に9か国以上の書面調査を行う。

ロ 諸外国調査の結果について、毎年電子媒体で情報発信し、そのコンテンツへのアクセス数840件以上を目指す。

- ③ 国内に向けては、教職員を主たる対象として、研究所セミナーを開催する。また、ホームページ、SNS等を活用した広報を行い、教師以外の保護者や医療・福祉分野の関係者など、幅広い層への特別支援教育に関する理解促進につながるよう取り組む。

このほか、インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現に向けた情報発信や理解啓発を行い、社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組む。

## II 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 業務改善及び業務の効率化の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等

合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き、一般管理費と業務経費の合計について、毎事業年度につき、物価高騰等の状況をみながら対前年度比1%以上の業務の効率化を目指す。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取り組みを着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、業務の実施に当たっては、業務運営の効率化、業務負担軽減の観点から、デジタルの活用を前提とした業務改善を更に推進する。

## **2. 予算執行の効率化**

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、の業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。

## **3. 間接業務等の共同実施**

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、男女共同参画機構、教職員支援機構の4法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を一層推進する。

## **4. 給与水準の適正化**

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

# **Ⅲ 財務内容の改善に関する事項**

## **1. 自己収入の確保**

科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、助成金等の獲得に向けて、積極的な情報収集及び働きかけを行う。また、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収

入の確保に努める。

なお、中期目標期間を通じた定期的な施設使用料等の検証、及び、施設の更なる利用促進に向けた方策の検討など、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

イ 年間自己収入の平均が、令和4年度から令和6年度の平均値に対して5%増とする。

## 2. 保有財産の見直し

保有財産について、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととし、今期中に、専門家の知見も踏まえながら、今後の見通しについて整理する。結論を得たものから順次実行に向けて主務省ともよく協議し対応する。

## IV 予算、収支計画及び資金計画

### 1. 中期計画予算

別紙1のとおり（※事業等のまとまりごとに作成）

### 2. 令和8年度～12年度収支計画

別紙2のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成）

### 3. 令和8年度～12年度資金計画

別紙3のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成）

## V 短期借入金の限度額

限度額3億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

## VI 剰余金の使途

研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。

## VII 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運營業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

## Ⅷ その他業務運営に関する重要事項

### 1. 内部統制の充実

政策実施機能の最大化のため、理事長のリーダーシップの下、自主的・戦略的な業務運営及び組織のマネジメント機能を一層強化する。特に組織のマネジメントについては、全ての職員の意識向上のため、計画的な研修や交流人事等に努める。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みを運用する。
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用する。
- ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを計る継続的なモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、進める。

### 2. 研究データの管理・活用

研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を進める。

### 3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施する。

また、情報セキュリティ上のインシデントが発生した場合の迅速な対応や組織的対応力を強化するため、実践を想定したC S I R T訓練を年1回以上実施する。

さらに、職員に対する教育訓練を毎年度行い、組織的な情報セキュリティ能力の維持・向上を図るとともに、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の課題の把握及び改善を図る。

### 4. 施設整備に関する計画

「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき、研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進するとともに、その有効活用手法について検討し、実践する。

本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。

### 5. 人事に関する計画

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の

効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、長期的な見通しを持った計画的な新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図る。また、経験や役職に応じた職員の計画的な資質向上及び育成を図る。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。

そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。

また、以上のことについて、人材確保・育成方針を策定する。

## **6. 積立金の使途について**

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、「VI 剰余金の使途」に規定する経費に充当する。

(別紙 1)

## 中期計画予算

(単位：百万円)

区 分	研究活動	研修事業	情報普及 活動	共 通	合 計
収 入					
運営費交付金	1,325	1,220	1,663	1,426	5,633
施設整備費補助金	0	323	67	616	1,005
雑収入	0	20	1	5	26
受託事業収入	10	0	0	0	10
計	1,335	1,563	1,731	2,047	6,674
支 出					
業務経費	1,325	1,240	1,664	0	4,229
研究活動	1,325	0	0	0	1,325
うち人件費	980	0	0	0	980
うち物件費	345	0	0	0	345
研修事業	0	1,240	0	0	1,240
うち人件費	0	707	0	0	707
うち物件費	0	533	0	0	533
情報普及活動	0	0	1,664	0	1,664
うち人件費	0	0	952	0	952
うち物件費	0	0	712	0	712
一般管理費	0	0	0	1,431	1,431
うち人件費	0	0	0	1,135	1,135
うち物件費	0	0	0	296	296
受託事業等経費	10	0	0	0	10
施設整備費	0	323	67	616	1,005
計	1,335	1,563	1,731	2,047	6,674

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### [人件費の見積り]

期間中総額 3,774 百万円を支出する。

なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び法定福利費は含まない。

#### [運営費交付金の算定ルール]

##### 1) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金  $A(y)$  については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) - D(y)$$

##### 2) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費  $B(y)$  については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B_a(y-1) \times \gamma + B_b(y-1) \times \alpha \times \delta \times \varepsilon + B_c(y) + B_d(y)$$

$B_a(y)$  : 当該事業年度における一般管理費中の人件費。 $B_a(y-1)$  は直前の事業年度における  $B_a(y)$ 。

$B_b(y)$  : 当該事業年度におけるその他管理経費。 $B_b(y-1)$  は直前の事業年度における  $B_b(y)$ 。

$B_c(y)$  : 当該事業年度における一般管理費中の退職金。

$B_d(y)$  : 当該事業年度における管理部門に関連する特殊要因。人事、重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金の算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

$\alpha$  : 一般管理費における効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\gamma$  : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\delta$  : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\varepsilon$  : 業務政策係数。喫緊の課題に対応する事業として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

##### 3) 業務経費

毎事業年度の業務経費  $C(y)$  については、以下の算式により決定する。

$$C(y) = C_a(y-1) \times \gamma + C_b(y-1) \times \beta \times \delta \times \varepsilon + C_c(y) + C_d(y)$$

$C_a(y)$  : 当該事業年度における業務経費中の人件費。 $C_a(y-1)$  は直前の事業年度における  $C_a(y)$ 。

$C_b(y)$  : 当該事業年度における研究及び事業経費。 $C_b(y-1)$  は直前の事業年度における  $C_b(y)$ 。

$C_c(y)$  : 当該事業年度における業務経費中の退職金。

$C_d(y)$  : 当該事業年度における研究及び事業に関連する特殊要因。人事、喫緊の課題に対応した事業として情報通信基盤の整備など、運営費交付金の算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。(電算システム保守料・情報回線使用料等)

$\beta$  : 業務経費における効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\gamma$  : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\delta$  : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\varepsilon$  : 業務政策係数。喫緊の課題に対応する事業として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

#### 4) 自己収入

毎事業年度の自己収入 $D(y)$ の見積額については、以下の数式により決定する。

$$D(y) = D(y-1) \times \zeta \times \eta$$

$D(y)$  : 当該事業年度における自己収入の見積額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

$\zeta$  : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\eta$  : 収入調整係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

#### 5) 受託事業収入

毎事業年度の受託事業収入 $E(y)$ の見積額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \theta$$

$E(y)$  : 当該事業年度における受託事業収入の見積額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

$\theta$  : 受託事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

※受託事業収入には産学連携等収入・寄付金収入・版權収入・特許権収入等を含む。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

#### [注記]

・前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

$\alpha$  (アルファ) : 一般管理費における効率化係数。△1%

$\beta$  (ベータ) : 業務経費における効率化係数。△1%

$\gamma$  (ガンマ) : 人件費調整係数。±0%

$\delta$  (デルタ) : 消費者物価指数。±0%

$\varepsilon$  (イプシロン) : 業務政策係数。±0%

$\zeta$  (ゼータ) : 収入政策係数。1%

$\eta$  (エータ) : 収入調整係数。±0%

$\theta$  (シータ) : 受託事業収入政策係数。±0%

・施設整備費については施設の老朽度等を勘案して試算した支出予定額を計上している。

(別紙2)

令和8年度～令和12年度収支計画

区 分	研究活動	研修事業	情報普及活動	共 通	合 計
費用の部					
経常費用	1,335	1,563	1,731	2,214	6,842
業務経費	1,335	1,563	1,731	0	4,629
うち人件費	980	707	952	0	2,639
うち物件費	355	856	779	0	1,990
一般管理費	0	0	0	2,047	2,047
うち人件費	0	0	0	1,135	1,135
うち物件費	0	0	0	912	912
減価償却費	0	0	0	167	167
収益の部					
経常収益	1,335	1,563	1,731	2,214	6,842
運営費交付金収益	1,044	1,001	1,379	1,069	4,493
施設費収益	0	323	67	616	1,005
雑収入	0	20	1	5	26
資産見返					
運営費交付金戻入	0	0	0	167	167
賞与引当金見返に係る収益	249	187	243	305	985
退職給付引当金見返に係る収益	42	32	41	52	166

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注記] 当法人における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に準じて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(別紙3)

令和8年度～令和12年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	研究活動	研修事業	情報普及活動	共 通	合 計
資金支出	1,335	1,563	1,731	2,047	6,674
業務活動による支出	1,335	1,240	1,664	1,431	5,669
投資活動による支出	0	323	67	616	1,005
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間 への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	1,335	1,563	1,731	2,047	6,674
業務活動による収入	1,335	1,240	1,664	1,431	5,669
運営費交付金による 収入	1,325	1,220	1,663	1,426	5,633
雑収入	0	20	1	5	26
受託事業収入	10	0	0	0	10
投資活動による収入	0	323	67	616	1,005
施設整備費補助金 による収入	0	323	67	616	1,005
財務活動による収入	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	0	0	0	0	0

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙4)

### 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
第2電気室受電設備の更新 他	204,904	施設整備費補助金
研究管理棟非常用発電設備更新 他	200,000	施設整備費補助金
情報センター棟昇降設備更新 他	200,000	施設整備費補助金
研究管理棟高架水槽更新 他	200,000	施設整備費補助金
研究管理棟空調設備更新 他	200,000	施設整備費補助金

なお、上記の他、施設・設備の老朽化度合いや業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加・修正されることがあり得る。